

相

密

防

治安維持法中改正ノ件第一回審査委員會

昭和三年六月十四日(木曜日)本院事務所ニ

於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

憲
審
院

柳田
藩
院

富井顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江木顧問官

田 顧問官

荒井顧問官

國務大臣

田中内閣總理大臣

望月内務大臣

原 司法大臣

小川鐵道大臣

説明員

前田法制局長官

黒崎法制局参事官

秋田内務政務次官

潮 内務次官

横山内務省警保局長

友部内務書記官

品
院

植
密
院

小原司法次官

泉二司法省刑事局長

佐々木司法省書記官

殖田總理大臣秘書官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時四十分開會)

平沼委員長開會ヲ宣ス

田中總理大臣ヨリ大日本帝國憲法第八條第一項

ニ依リ治安維持法中改正スル所アラムトスル理由ノ

大要ニ付説明アリ原司法大臣ヨリ日本共產黨ト露

國ノ第三「インターナショナル」トノ關係日本共產黨ノ政

策ノ内容及先般檢舉後ニ於ケル殘黨分子ノ活動ノ

情況等ヲ詳述シ現行治安維持法ノ處罰ハ輕キニ失シ

犯罪豫防ノ目的ヲ達スルコト能ハス而モ近時ノ情勢ハ

次期議會ノ開會ヲ俟ツテ之ヲ改正スルノ猶豫ヲ許

ササルモノアリト認ムル旨ヲ述フ

山川顧問官ト司法大臣トノ間ニ佐野學其ノ他ノ元兇ノ所在ニ付キ問答アリ

江木顧問官ヨリ何故ニ本案カ曩ノ議會ニ於テ議了セサルニ拘ラス會期ノ延長ヲ為ササリシヤ而シテ議會閉會後ニ至リテ緊急ノ必要アリトシテ憲法第八條ニヨリ勅令ヲ以テ現行法ヲ改正セムトス其意如何ト訊シ田中總理大臣之ニ對シテ衆議院ハ本案ヲ握潰スノ底意ニシテ會期ヲ延長スルモ其ノ效ナシト認メタルニ因ル然ルニ閉會後調査ノ進捗ニ從ヒ革命主義者ノ行動ノ極メテ深刻ナルヲ

發見シタルヲ以テ本勅令ノ發布ヲ奏請シタル旨ヲ答フ

江木顧問官ヨリ重ネテ議會ニシテ故^ニ政府ノ本案ヲ可決セサルノ事實ヲ認メハ何故ニ之ヲ解散シテ國民ノ意思ヲ問ハサリシヤヲ訊シ憲法第八條ハ眞ニ緊急已ムヲ得サル場合ニ於ケル立法ノ例外的規定ナルヲ以テ其ノ亂用ハ最モ戒メサルヘカラサル所ナル旨ヲ述フ

富井顧問官ハ本案ニ對シテハ世間已ニ種々ノ議論アルヲ以テ冷靜ニ考ヘテ公平ノ判断ヲ下ササル可カ

ラス憲法第八條ハ其ノ第七十條ト異ナルモ緊急ノ
必要アルコトヲ要件トス只共產黨員カ策動ヲ續ケ
テキルトイフコト丈ニテハ大ニ疑問ナリ假ニ第八條ニ
依リ勅令ヲ發布スルモ人望ナキ法令トナラサルヤ
人望ナキ法令ハ法令ノ權威ヲ墜落セシム其弊或
ハ本立法カ四五ヶ月後ルルヨリモ更ニ大ナルモアラ
ムト考フル旨ヲ陳述ス

小川鐵道大臣ハ江木富井兩顧問官ニ答へ議會ニ
於テ不議了セル事情ヲ敘述シ今日ノ場合憲法第
八條ニ依リ現行治安維持法ヲ改正シ死刑ヲ以テ不
逞ヲ威嚇スルノ必要アル旨ヲ陳辯ス

富井顧問官ヨリ假ニ議院ヲ無視シ憲法ヲ亂用シテ
改正シタリトスルモ次ノ議會ニ於テ之ヲ承諾セサルト
キハ如何ト向ヒ小川鐵道大臣緊急勅令ヲ承諾セサルト
キハ之ヲ取消スヘキモ其ノ際ハ必ス之ニ代ルヘキ法律ヲ
制定スヘシト考へ居ル旨ヲ答フ

江木顧問官ヨリ重要ノ法律案ニシテ審議未了ニ依
ルノ虞アラハ會期ヲ延長スルノ手續ヲ執ルヘク執ル
ヘキ手續ヲ執ラスシテ憲法第八條ヲ適用セムトス
ルハ憲法ノ精神ヲ無視スルモノニアラサルヤト難シ

小川鐵道大臣先ツ之ニ答へ原司法大臣ヨリ事實ハ
議會閉會中ヨリ存續セルモノナリトスルモ當時政府
ハ明確ニ其事實ヲ知ラス閉會後ニ到リテ其ノ事實
ハ現行法ノ能ク威嚇シ得ヘキ情勢ニ在ラサルコトヲ
認識セハ尙緊急ナリト為スニ妨アルヘカラスト信スル
旨ヲ述フ

久保田顧問官ハ前議會ニ於テ本案ヲ審議未了ニ
任セタルヲ遺憾トスル旨ヲ述ヘ惡逆ノ徒ニ重刑ヲ課
スルハ可然モ之レノミテハ到底根絶ニ難キヲ以テ之ニ對
スル全體ノ方策ヲ承リタルレ彼ノ左傾大學教授ノ處

分ノ如キ極メテ緩漫且曖昧ニシテ只刑罰ノミヲ加重
セムトスルハ甚ク感服ニ難シ露國ノ世界革命計
劃ハ極メテ周到且熱烈ナルヲ以テ一貴族院議員ハ
已ニ數年前ニ於テ政府ニ警告アル所アリシモ而モ之
ニ對シテ何等ノ施設ヲ為シタルヤ刑罰ノ能ク之ヲ
妨止シ得ヘキ所ニアラサル旨ヲ樓述ス原司法大臣
ハ政府ニ於テモ無論刑^律ニ以テ根絶セムトスル
モノニアラス唯現ニ活動セル者ニ對シ威嚇スル所
アラムトスルモノナルコトヲ述ヘ又田中總理大臣ヨ
リ教育ノ刷新國民生活ノ緩和等百般ノ施設ヲ

講スル必要アルコト無論ナル旨ヲ答フ次テ望月
内務大臣ヨリ不逞思想ノ芟除ニハ凡百ノ方法ヲ
以テスヘキハ勿論ナレトモ嚴罰以テ之ニ臨ムモ亦一
方法タルヘキ旨ヲ述ヘ親子ノ情ニ関スル幸徳秋水ノ
述懐談及關東大震災直後清水港ニ於ケル避難
民ノ事例ヲ引イテ我國民ニ孝道ノ廢レサル限
リ此種ノ反逆思想ハ必シモ怖ルルニ足ラスト思料
スト述フ

平沼委員長本日ハ之ニテ閉會ス尚質問殘レリト
思ハルルヲ以テ次田モ亦大臣ノ出席ヲ乞フヘシト告

ク

(大臣及説明員退席)

次テ委員間ノ協議ニ入り明後(土曜日)十六日午後
一時三十分ヨリ更ニ委員會ヲ開キ質問ヲ繼續スル
コトトシ

平沼委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時三十分閉會)

治安維持法中改正ノ件第二回審査委員會

昭和三年六月十六日(土曜日)本院事務所
於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

村
密
附

富井顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江木顧問官

田顧問官

荒井顧問官

國務大臣

田中内閣總理大臣

望月内務大臣

原司法大臣

勝田文部大臣

説明員

前田法制局長官

黒崎法制局参事官

殖田内閣總理大臣秘書官

秋田内務政務次官

潮内務次官

横山内務省警保局長

林
密
附

友部内務書記官

宮澤内務大臣秘書官

小原司法次官

泉二司法省刑事局長

佐々木司法大臣秘書官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時三十分開會)

平沼委員長開會ヲ宣ス

富井顧問官ハ世間ニ於テハ本改正案ニ對シテ二種ノ非難アリ一ハ内容ニ關スルモノニシテ刑重キニ失スト為シ他ハ形式ニ關スルモノニシテ立法ノ手續ヲ誤レリト為スモノナリ本員ハ前者ノ批評ハ誤レリト信スルモ後者ハ議會ノ権能ヲ無視シ憲法ヲ亂用スト為スモノニシテ是否ノ論朝野ニ囂レク慎重ノ考慮ヲ要ス假ニ強テ之ヲ公布スルモ反テ反感ヲ刺戟シ不逞ノ行動ヲ激發スルコトナキヤ寧ロ

福
密
完

次ノ議會ヲ待テ法案ヲ提出スルヲ可トセヌヤト問ヒ
原司法大臣此儘適當ノ處置ヲ講セス若シ重大ノ
犯罪ヲ出シカ政府ハ則チ適當ノ手段ヲ採ラサリシ責
任ヲ免レサルヘシ加之暴逆行動ノ虞アルニ拘ラス憲
法上當然為シ得ヘキ立法ヲ為ササルニ於テハ共產
黨ハ為シ益々活躍スヘク而モ政府ハ袖手傍觀シテ
先ノ議會ノ開會ヲ待ツヘキヤ本官ハ幾何ニテモ法
ニ依リテ之ヲ防遏スルコトヲ得トセハ一日ニテモ早ク
立法スルヲ相當ト信スル旨ヲ答フ

山川顧問官ハ根本的對策ハ若干ノ日子ヲ要スヘシ
政府ハ應急ノ手當トシテ如何ナル方策ヲ有スルヤヲ
問ヒ田中内閣總理大臣ヨリ既ニ各行政部ニ於テ夫々
相當ノ對策ヲ攻究シテ實行シ若クハ實行セムトシ
ツツアル旨ヲ答フ

松室顧問官ヨリ不穩文書ノ發行所ヲ問ヒ原司法
大臣及横山警保局長之ニ答フ更ニ同顧問官ハ犯罪
必罰カ治罪上最モ有效ナルヲ説キ犯罪ノ捜査ニ今
一段ノ力ヲ致サムコトヲ希望セリ之ニ對シ望月内務
大臣及原司法大臣ヨリ答辯ス

江本顧問官ハ政府ノ諸般ノ施設就中特ニ極刑ヲ以テ

非道ノ所為ニ對セムトスルハ全ク賛成ナリ然レトモ極
刑適用ノ影響ニ關シテハ深ク考慮スルノ要アリト
テ難波大助幸徳秋水ノ事例ヲ引イテ政府ノ注意
ヲ促シ且本案ハ緊急ノ必要アリト考フヘカラサ
ル旨ヲ論述ス

田顧問官ハ魯國ノ事例ヲ掲ケテ危險思想ノ青年
間ニ流布スルコトノ恐ルヘキ次第ヲ述ヘテ政府ノ注意
ヲ促シ勝田文部大臣之ニ答へ原司法大臣ヨリ本案
ハ全ク緊急ノ必要アルニ依リ立案セル旨及決シテ議
會ヲ回避スル為勅令ニ依ルモノニアラサル旨ヲ陳辯

ス

平沼副議長ヨリ(一)學校教育ニ於テハ國體觀念ヲ
明カニシ國民的の信念ヲ涵養スルコト最モ必要ナリト
思惟スルカ之ニ對スル將來ノ施設如何(二)危險思想
ニ對シテハ根本塞源カ最モ大切ナリ而シテ貴族政治
家資本家等ハ率先シテ範ヲ衆ニ示スコト必要ナリト
信ス政府ハ之ニ對シテ如何ナル意圖ヲ有セラルルヤ(三)
我國ノ警察制度ハ今後大ニ改善ノ要アリ政府ノ
方針如何等數項ニ亘リテ質問アリ田中内閣總
理大臣勝田文部大臣及望月内務大臣之ニ答辯ス

久保田顧問官ハ本案ノ立法手續ニ付テハ貴衆西
院議員學者新聞等多方面ニ反對ノ聲アリ而モ
本問題ノ如キ舉國一致之ニ當ラサルヘカラサルモノニ
對シテ斯ノ如クニシテ果シテ政府ハ其ノ目的ヲ達
シ得ヘシト考アルヤ今一度再考サレテハ如何ト促
シ又遣外使節ノ任命、教育ト人物トノ關係、豫後
備兵動員ノ影響等ニ付注意スル所アリ、富井顧問
官モ亦本案ハ憲法第八條ノ違反ニ非ストスルモ推道ニ
外ナラサルヲ以テ可成議會ニ於テ決定セララルヘク又刑
罰改正ノ遅ルルヨリモ犯罪捜査ノ遅ルルヲ遺憾トスヘ

キ旨ヲ陳フ之ニ對シ望月内務大臣ヨリ現行治安維
持法制定ノ當時ニ於ケル反對者ノ事情ヲ述ヘ本案
ニ對シテモ賛否ノ論囂シキモ沈黙セル國民ノ大多數
ハ決シテ反對スルモノニアラスト信スル旨ヲ告ケ原司法
大臣モ亦同シク反對者ハ多クハ反對セムカ為ノ反對
ニシテ真ニ反對セルモノハ恐ク共產黨ノ實情ヲ知悉
セサルカ為ナリト答ヘ田中内閣總理大臣ハ本案ハ熟慮
考究ノ上最近幸ウシテ決定セルモノニ係リ再考ノノ
餘地ナク危險思想ニ對スル政府ノ對策ハ箇條書ト
シテ高覽ニ供スヘキ旨及外務省ノ門戸ハ決シテ閉鎖

相

密

院

スルモノニアラス只事務練達ノ為人材ヲ養成スル
ハ必要ナリト思料スル旨ヲ答フ
平沼委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時二十分閉會)

治安維持法中改正ノ件第三回審査委員會

昭和三年六月十八日(月曜日)本院事務所

於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

林
密
辨

富井顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江本顧問官

田 顧問官

荒井顧問官

國務大臣

田中内閣總理大臣

望月内務大臣

原 司法大臣

説明員

前田法制局長官

黒崎法制局参事官

殖田内閣總理大臣秘書官

秋田内務政務次官

潮 内務次官

横山内務省警保局長

友部内務書記官

小原司法次官

泉ニ司法省刑事局長

佐々木司法大臣秘書官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時三十五分開會)

平沼委員長開會ヲ宣ス

松室顧問官ヨリ今次行ハムトスル警察制度ノ改善ニ付質問アリ横山警保局長之ニ答フ次テ更ニ同顧問官ヨリ特別議會ヲ通過シタル豫算警察改善費二百萬圓ノ使途ニツイテノ質問アリ且ツ此ノ豫算ヲ餘リニ姑息ナリト評シ犯人ノ逮捕ノ必要ヲ力説シ横山警保局長之ニ答フ

富井顧問官ヨリ共產黨活動費用ノ出所、圖書檢閲ノ標準及實際ノ狀況ヲ問ヒ横山警保局長之ニ答フ松室顧問官ヨリモ亦費用ノ出所ニ付質問アリ同局長之ニ答フ

江本顧問官ヨリ圖書檢閲ノ不統一及日魯漢業關
係ヨリ來ル危險思想ノ防止ニ使用スル豫算ニ関シ
横山警保局長之ニ答、望月内務大臣之ヲ補足ス
富井顧問官ヨリ次ノ議會ニ於テ承認ヲ與ヘサル場
合ニ於ケル本緊急勅令ノ失效時期及現行法ノ效力
ニ關スル政府ノ見解竝其ノ際ニ於テハ直ニ之ト同一
ノ内容ヲ有スル法案ヲ提出スルノ意アリヤ否ヲ問ヒ
前田法制局長官萬一議會ノ承認ヲ得サルトキハ之
ト内容ヲ等シウスル法律カ出來ルモノト考ヘ居レリ
伊藤公ノ義解ニ依レハ現行ノ治安維持法ハ改正部

ノ失效ト同時ニ其ノ效力ヲ復活スルモノト解スル旨ヲ
答ヘ原司法大臣ハ政治上ノコトヲ今日ヨリ豫メ確定
的ニ言明スルコトハ困難ナル旨ヲ答フ更ニ同顧問官ヨ
リ效力ノ復活説ニハ有カナル反對説アリ立法關係ハ
政治上ノ問題ナリト云フモ方針ハ今日ヨリ一定セルコト
ヲ要スヘシトノ意見ノ陳述アリ司法大臣之ニ答フ

松室顧問官ヨリ搜查機關ノ豫算餘リニ小額ナラサ
ルヤヲ問ヒ横山警保局長及司法大臣ヨリ之ニ答フ
次テ富井顧問官ト泉ニ刑事局長トノ間ニ結社ノ豫
備行為ノ處罰及内亂罪トノ關係其他ニ付問答ヲ重

不又松室顧問官ト同局長トノ間ニ治安維持法ト刑法
トノ關係ニ付キ西三回ノ回答アリ

二上書記官長ハ本案ト刑法第七十三條トノ輕重ノ
比較刑法第七十三條ト内亂罪トノ競合、本案ト陪
審法及裁判所構成法トノ關係茲本案ニ附則ヲ附シ
タル理由等ニ付質ス所アリ泉ニ刑事局長小原司法次
官及原司法大臣ヨリ交々答辯ス

平沼委員長一應之ニテ質問ヲ打切り委員タケノ協議
ニ入ルヘキ旨ヲ告グ

(大臣及説明員退席)

本案ニ對スル審査ニ付キ協議ノ上明後二十日午後
一時半ヨリ繼續會ヲ開クヘキコトヲ決シテ閉會ス

(午後四時三十分閉會)

治安維持法中改正ノ件第四回審査委員会

昭和三年六月二十日(水曜日)本院事務所

於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

品
院

村
密
院

富井顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江木顧問官

田顧問官

荒井顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後一時三十分開會)

平沼委員長開會ヲ宣ス

久保田顧問官ヨリ本會ハ懇談ト致シ度シトノ希
望アリ

平沼委員長ヨリ本會ハ懇談的ニ御相談アルコトニシ
タキ旨ヲ告ク

久保田顧問官ハ本問題ハ重大且困難ナルヲ以テ能ク
各位ノ意見ヲ聞キテ決スヘキモ委員會ヨリ政府ノ再

考ヲ促スコトト致モタシト考フトノ意見ノ陳述アリ
富井顧問官之ニ賛シ形ヲ重クスルコトハ至當ナリト
考フルモ立法手續ヲ誤マルモノニアラズヤト思フ然レ
明カニ憲法違反ナリトハ斷言シ難キヲ以テ之ヲ否決
セムコトハ考ヘサルヘカラス依テ政府ニ再熟考ヲ
ホメ度シト考フル旨ヲ述フ

江木顧問官ハ政府ノ議會ニ對スル態度ニ依レハ
緊急ノ必要アリトハ認メサリシカ如シ果シテ然ラハ
政府ハ議會ヲ回避スル為ニ憲法第八條ヲ亂用ス
ルコトナリ本院モ同一責任トナルヘシト思料スト述

フ

松室顧問官ハ果シテ緊急ノ必要アリト認ムヘキ事
實アリヤ否カ今日ノ問題ナリ政府カ緊急ノ必要
アリト云ハ本院ハ唯々之ニ默從セサルヘカラストノ
意見ナリヤト質問ス

倉富議長之レニ對シテ本院ハ事實認定ノ機關ニ
アラス唯政府ノ提出シタル文書辯明ニ依リテ緊急ノ
必要アリヤ否ヲ認ムヘキノミナル旨ヲ答フ松室顧問
官ハ更ニ政府カ緊急ノ必要アリト主張スルモノヲ否
認スルコトヲ得ルヤヲ問ヒ同議長ハ得ヘキ旨ヲ述フ

次ニ松室顧問官ハ久保田、富井、江本顧問官ト同意見ナル旨ヲ陳、本改正案ハ刑法ノ法制系統ヲ蹂躪スルモノナルノミナラス緊急ノ必要ナレト考フルヲ以テ専門家ノ手ニカケテ立案ヲ整備シタル上之ヲ議會ニ提出セシメテハ如何ト詢ル

平山顧問官ハ自分ハ政府ノ特別議會ニ於テ執リシ態度及次ノ議會ニ於ケル緊急勅令ノ承認問題ハ本院トシテ深キ關係ナク、國家ノ利害及憲法ノ立場ヨリ緊急ノ必要アリヤヲ見テ決スヘキモノナリト考フ第三「インターナショナル」ハ計劃ハ深刻ナリ彼ヲ殺

スニ非レハ我殺サルルノ外ナレサレハ次ノ議會ヲ待ツカ如キハ不可ナリ憲法第八條ニ依リテ改正スルモ為ニ惡例ヲ殘スノ虞ナレト信スト述フ

荒井顧問官ハ臨時議會ニ於ケル政府ノ態度ニ欠クル所アリト認ム然レトモ今日ニ於テ緊急ノ必要アルヤ否ハ之レト獨立ノモノナリ本員ハ政府提出ノ參考書類ニ依リテ緊急ノ必要アリ憲法第八條ニ違反セスト考フ

田顧問官ハ政府ノ態度ニ付テ遺憾ノ點アリ警告ヲ與フルヲ可トセムモ本案ハ可決スヘキモノナリト信

秘
院

ス就イテハ懇談ニ依リ委員ノ議ヲ纏メタキ旨ヲ述
フ
江木顧問官ハ政府ハ執ルヘキ道ヲトラスレテ憲法上
ノ権道ニ依リ難ヲ避ケテ易ニ就カムトス之レ惡例ヲ
残スモノナリト論ス
田顧問官ハ更ニ自分ハ政府ノ對議會關係ハ政府ノ政
治上ノ運用ニ屬シ之ニ依リテ本案ノ可否ヲ決スヘキ
ニアラス憲法第八條ニ依ル立法案トシテ御諮詢アリ
レ以上憲法第八條ニヨリテ之ヲ決セサルヘカラスト
信スト述フ

山川顧問官ハ平山荒井西顧問官ノ意見ニ賛成
ナリ改正ノ效果アリヤ否ハ問題ナリトスルモ所罰
方法ヲ講セサルヘカラストノ大臣ノ答辯ハ至極同
感ナリ惡例トナルコトハ無シト考フ若シ將來之下
同一ノ場合アリタリトセハ本例ニ依リテ處理スルモ
決シテ不可ナキニアラスヤトノ意見ヲ述フ
江木顧問官ハ本緊急勅令案ニ付テ冷靜ニ考ヘ
サルヘカラサルコトハ議會ヲ回避スル為第八條ヲ
亂用スルコトニアリト注意シ松室顧問官ハ本案
ヲ可決スレハ反テ治安維持法ヲ潰ス基トナラサル

編
院

ヤノ虞アリト云ヒ富井顧問官ハ本案ノ規定ニハ不
備ノ點アルモ此際ハ忍ハサルヘカラスト考フル旨ヲ述
フ

久保田顧問官ハ國体ヲ變革セムトスルモノニ對シテ
重刑ヲ課スルコトニ異議ナシ只緊急ノ必要アリヤ否
ハ人ニ依テ見ル所ヲ異ニスヘキモ政府ノ説明ハ適切
ナラス若シ第八條ヲ亂用セハ甚ク不可ナリ伊藤
公カ義解ニ述ヘラルルカ如ク樞密顧問ハ優裕靜
暇思ヲ潜メ慮ヲ凝シ之ヲ今古ニ考ヘ之ヲ學理ニ
照シ永圖ヲ籌畫セサルヘカラスト本案ハ未ク賛否相

半ニ尚研究ノ餘地アリト信スルヲ以テ委員ニ於テ今
少シク研究シ政府ニモ再考セシムルコトニシタシト
述フ

平沼委員長ヨリ委員會ヨリ政府ニ對シテ再考ヲ求
ムトセハ其ノ決議ヲ要スヘシ如何ナル點ニ付テ再考
ヲ求メルヤトノ問アリ

久保田顧問官ヨリ委員會ノ此ノ狀況ヲ述ヘ政府ニ
他ノ方法ナキヤ案出シテ貫ヒタシト考ル旨ヲ述レハ
同委員長ハ更ニ政府ハ刑法ヲ改正セサレハ責任ヲ持
テ得スト再三再四陳述セリト告ク

机
密
附

其ヨリ久保田、江本、荒井、富井、田各顧問官ヨリ政
府ニ再考ヲ求ムル點ニ付キ意見ノ陳述アリ委員長
ハ委員會ヨリ再考要ボヲ為サス尚慎重研究ノ上
今一回本會ヲ開キテ御懇談セハ如何ト諮リ之ニ決
ス

平沼委員長閉會ヲ宣ス

(午後四時二十分閉會)

治安維持法中改正ノ件第五回審査委員會

昭和三年六月二十一日(木曜日)本院事務所
於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

富井 顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江木顧問官

田 顧問官

荒井顧問官

出席者

久保田顧問官

二上書記官長

武藤書記官

(午前十時開會)

平沼委員長開會ヲ宣シ本日所勞ノ為欠席セル
久保田顧問官ヨリ送付セル意見書ヲ朗讀ス其ノ主
旨ハ緊急勅令ニ依テ治安維持法ヲ改正スルハ穩當
ナラス差當リ他ニ應急適切ナル手段ヲ講シ議會
ノ開會ヲ待テ正當ノ手續ニ依リテ立法スルヲ可ト
スヘシ政府ノ熟考ヲ求ムト云フニアリ
次ニ富井顧問官ヨリ昨日ノ會議ニ於テ久保田

顧問官ノ政府ニ再考ヲ求ムトスル提議ニ賛成
シタル理由ノ説明アリ江本顧問官ヨリ本案ハ次
ノ議會ヲ待テ又ホト緊急ノ必要ナシト考フルニ付
政府ノ再考ヲ求メ之ニ應セサルトキハ各自ノ所見
ニヨリ之ヲ決スルノ外ナシトノ意見ノ陳述アリ
平沼委員長ハ採決前一應卑見ヲ述ヘムトテ本
案ニ於テハ緊急ノ事態アリヤ緊急ノ事態アリ
トシテ憲法ノ規定ニ適合スルモノナリヤ否ヲ研
究セサルヘカラスト信ス然ルニ本員ハ本案ノ公
布ハ緊急ノ必要アリ且憲法ノ規定ニ違反スルモ

ノニアラスト解ス本案ノ立法技術上ノ不備ハ後
日之ヲ改善スルモ不可ナシト考フル旨ヲ詳述ス
之ニ對シ松室顧問官ハ緊急ノ必要アリト認メ
ス又本案ノ規定ハ完全ナラスト考フル旨ヲ述ヘ
荒井顧問官ハ政府ノ提出シタル參考資料ニヨ
リテ緊急ノ必要アリト認メ江本顧問官ハ政府カ正
ニ為スヘキ手段ヲ執テ議會ヲ回避スルハ違憲ナ
リト認ムル旨ヲ論述ス

山川顧問官ハ一般ニ國体ニ關スル觀念稀薄ナルヤ
ノ感アリ官吏中ニストラ左傾ノ人物アルヤヲ疑ハシムル

モノアルヲ以テ一日モ早ク本案可決ノ必要アリト
論シ田顧問官ハ新聞ハ自由ヲ拘束スル立法案ニ對
シテハ常ニ反對スルノ常例ニシテ新聞ノ議論ハ強
ク國民輿論ト見ルヘカラスト論シ佛國米國等ニ於ケ
ル魯國人取締ノ事例ヲ擧ケテ制裁法ノ必要ナル所
以テ論ス

次テ平山顧問官ハ政府ハ緊急ノ必要アリトシテ上奏
シタル案件ナルヲ以テ可成急カニ進行セシメタリト
説キ松室顧問官ハ強クテ多數決ニテ本院ヲ通過
セシムルトキハ法ノ威信ヲ殺クヲ以テ自己ノ意見ヲ

由ケルコトナリシテ本案ニ不同意セサルノ法ナキヤ
ト詔リ富井顧問官ハ久保田顧問官ノ出席アルマ
テ決議ヲ見合セ度モ今日採決ストセハ結局ノ意見
ヲ述ヘムト告ク

平沼委員長ハ必スレモ本日採決セストモ可ナリト宣ス
次テ荒井顧問官ヨリ久保田顧問官近ク出席出来レハ延期
ノ上決定シタリトノ提議アリ平山顧問官之ニ賛ス
倉富議長久保田顧問官ノ文書ニ依ル意見ノ開陳ハ
委員會ニ於ケル意見ノ陳述ト為レ難キヲ以テ近ク
出席シ得ルヤ否ヲ確メテハ如何トノ注意アリ

(電話ヲ以テ問合セノ結果久保田顧問官ハ明日ハ
多分出席可能ナルヘキコト判明)

平沼委員長然ラハ更ニ明日午後二時半ヨリ開會
スヘキ旨ヲ告ケテ閉會ヲ宣ス

(午前十(時五十分閉會)

治安維持法中改正ノ件第六回審査委員會

昭和三年六月二十二日(金曜日)本院事務所ニ

於テ開會

出席者

倉富 議長

審査委員長

平沼 副議長

審査委員

久保田 顧問官

木
密
院

富井顧問官

平山顧問官

山川顧問官

松室顧問官

江木顧問官

田 顧問官

荒井顧問官

二上書記官長

堀江書記官

武藤書記官

(午後二時四十分開會)

平沼委員長開會ヲ宣ス

久保田顧問官ヨリ前回會議ノ經過ヲ問ヒ平沼

委員長之ヲ詳述ス

久保田顧問官ヨリ今少シク研究セラ委員間ノ一

致ヲ見出し今一應政府ノ再考ヲ求ムルカ適當

ナラムトノ意見ノ陳述アリ富井顧問官ハ政府ニ

再考ノ意ナシト認メラレ而モ本院ノ性質ニ鑑ミ

樞
密
院

違憲ナラサルモノヲ否認スルハ妥當ナラスト信ス
ルヲ以テ結局本案ハ之ヲ是認スルノ外ナカラム
ト述、松室顧問官ハ本員等ノ意見カ通過ノ
見込ナキヤウナレハ寧ろ本院一体ノコトトシテ
諸君ト共ニ責任ヲ負フコトトセハ如何ト昨日富
井顧問官ニ詢リタル精神ヲ辯シ富井顧問官
ハ政府ノ怠慢ハ大ニ責ムヘキモ違憲ナラサル以
上其ノ政策ヲ妨クヘカラストノ意見ヲ附加シ且
久保田顧問官トノ間ニ回答アリ
次テ久保田、平山西顧問官ヨリ論議ヲ依傍シ正式ニ

決定セムコトヲボム

久保田顧問官ハ本案ニ付政府ノ再考ヲ促シ度ニ
ト述、其ノ主意書（昨日平沼委員長ヨリ朗讀シタ
ル文書）ヲ朗讀ス

荒井顧問官ハ政府ニ再考セシム可キ見込ナキヲ以
テ態々再考ヲ求ムルハ無益ナリト信ス富井顧問
官ハ本案ハ色々ノ疑問及反對論アルユエ今一應
考ヘテ見サルヤヲ伺ヒタシ平山顧問官ハ政府ニ
再考ヲ求ムル餘地ナカルヘシ又江本顧問官ハ再
考ヲ求ムルコトニ同意ス等交々意見ヲ陳述ス

此ニ於テ平沼委員長ハ委員會ヨリ政府ニ對シテ
本案ノ提出ニ付テ再考ヲ求ムトスル勸議ニ對シ
テ賛成ノ各位ハ起立ヲ請フ旨ヲ宣ス

(起立者四名)

平沼委員長ハ本員ハ政府ニ再考ヲ求ムルコト夫レ自
体ハ不可トセサルモ本案ヲ不可ナリトシテ其ノ再考
ヲ求ムルニハ賛成出来ス依テ政府ニハ交渉セサル
ヘシ尙續イテ本案ノ可否ニ付討論ヲ乞フ旨ヲ述フ
江木顧問官ハ本案ハ議會ノ議決ヲ回避スルモノニ
シテ憲法第八條ノ精神ニ反スルモノト認メ田顧問

官ハ手續上ハ遺憾ノ點アルモ緊急ノ必要アル事
態アル以上之ヲ可決スル外ナシト述ヘ富井顧問
官モ亦次ノ議會ニ正々ト法案ヲ提出スルヲ可ト
セスヤト考フルモ違憲ナリト云フヘカラサルヲ以テ
本員ハ賛成スルノ外ナシト述ヘ松室顧問官ハ江木
顧問官ノ意見ト同シク緊急ノ必要アラスト考フ
ル旨ヲ述フ
次ニ久保田顧問官ハ無條件ニテ本案ヲ可決セムトス
ルヤト向ヒ平山、富井、山川、田ノ各顧問官ハ付帯決議
ヲ為スヲ相當トスヘシト主張ス

平沼委員長本案ノ賛成ヲ起立ニ向フ

(賛成起立者 五名)

平沼委員長本案ハ多數ヲ以テ可決シタリト宣ヒ附帶決議ノ事項ヲ如何ニスヘキヤヲ諮ル

久保田顧問官ハ從來條件ヲ附スルモ效アルナシ之ヲ附セサルヲ可トスヘシト云ヒ富井顧問官ハ條件アルハ無キニ勝ルト思フニ付之ヲ附シタリト述ヘ荒井顧問官ハ十分ニ強硬ナル警告ヲ附スルノ要アリト論シテ其ノ條項ヲ述ヘ富井、田、西顧問官モ亦條項ニ付キテ述フル所アリ松室、久保田、西顧問官ハ條項ヲ付スルノ要ナシト再論シ次テ江本、荒井、田ノ各顧問官ヨリモ更ニ條項ニ付テ述フル所アリ

平沼委員長ヨリ多數意見ノ存スル所ニ依リ警告條項ヲ附シテ審査報告書ヲ作製スヘキ旨ヲ告ク久保田顧問官ヨリ其ノ意見ヲ委員會ノ記録ニ留ムコトヲ希望シタルモ二上書記官長ヨリ本院ノ委員會ニハ從來記録ナキ旨ヲ述フ此ニ於テ久保田顧問官ハ今後記録スルヤウニ取計ハレムコトヲ要望ス之ニ對シテ倉富議長ヨリ之ニハ沿革アリ

又經費ノ都合アリ今早速答ハ難キ旨ヲ答ヘ又平
沼委員長ヨリ之レマテ審査報告ニ委員會ノ議事ノ
経過ヲ述ヘタルコトナキ旨ヲ述フ
次テ松室顧問官ト平沼委員長トノ間ニ委員會ノ
少數意見ヲ本會議ニ於テ陳述スルコトニ關シ問答
アリ
於テ平沼委員長及倉富議長ヨリ數回ニ亘ル會議
及審査ノ勤務ニ對スル挨拶アリテ閉會ス
(午後五時三十分閉會)

第七回國際勞働總會ニ於テ採擇セラレタル條約案
ニ對スル處理案外二件審査委員會

昭和三年四月十四日(土曜日)本院事務所
於テ開會

出席者

倉富議長

平沼副議長

審査委員長

平山顧問官